

第1節 市民生活安定のための緊急対策

市民生活部 福祉保健部 商工労働部 農林水産部 財務部 消防部 関係各部

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する支援や各種相談窓口の開設等、市民生活安定のための緊急対策を行うものとする。

具体的な対策については、第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

本部室 関係各部

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

具体的な対策については、第2編第3章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

建設部 関係各部

公共土木施設の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

具体的な計画については、第2編第3章第3節「公共土木施設の災害復旧計画」に準ずる。